

後見センターレポート

vol.15 (平成29年10月)



コーくん

後見等開始の審判のために鑑定が必要な場合について

家庭裁判所は、ご本人の精神の状況について鑑定をしなければ、後見開始の審判や保佐開始の審判をすることができません（家事事件手続法119条1項本文、133条）。裁判官が診断書を含む申立書類の内容を検討し、明らかに鑑定の必要がないと認めた場合は、鑑定をせずに審判をすることもありますが（同法119条1項ただし書、133条）、そのような場合でない限り、ご本人について鑑定を行う必要があります。

鑑定は、ご本人の状態をよく把握している主治医にお願いすることもあります。裁判官の判断により、第三者専門医に鑑定をお願いすることもあります。

なお、鑑定費用については、鑑定に先立ち、後見センターから連絡を受けた額を納めていただく必要があります。ただし、後見等開始の審判では、鑑定費用はご本人の負担とする旨の判断がされることが通常ですから、審判においてそのような判断がされた場合は、鑑定費用を納めた申立人は、審判確定後に後見人を通じ、ご本人の財産から鑑定費用相当額の支払を受けることができます。

以上のとおり、鑑定は、法律の規定に基づいて必要に行われる手続ですので、後見センターから鑑定を行う旨の連絡を受けた場合は、ご協力をお願いします。

後見人等の辞任を希望する場合について

本人のご親族が後見人等に選任され、適切に後見等の事務を行っていても、その期間が長期にわたるうちに、後見人等が病気になったり高齢になったりしたことで、後見等の事務が負担となり、後見人等を辞任したいとお考えになることもあると思います。

後見人等が辞任するには、「後見人等辞任許可の申立て」をし、家庭裁判所の許可を得ることが必要ですが（民法844条、876条の2第2項、876条の7第2項）、後見人等の病気や、後見人等が高齢となったこと等を理由とする申立てについては、許可されることが多いと思われます。後見人等が辞任を希望する場合は、まずは連絡票に事情を記載し、後見センターに郵送又はファックスするようにしてください。

ただし、後見人等の辞任が許可されても、後見等の手続が終了するわけではありませんので、新たな後見人等を選任するために、「後見人等辞任許可の申立て」と併せて、「後見人等選任の申立て」を行っていただく必要があります。ご親族に適切な候補者がいらっしゃる場合は、その方の了解を得た上で、その方を候補者として申立てをすれば、裁判官がその方を後見人等に選任すべきか否かを判断します。ご親族に候補者がいらっしゃらない場合は、候補者なしで申立てをしても差し支えありません（その場合は、適切な第三者を後見人等に選任することになります。）。

後見制度支援信託を利用した場合の提出書類について

後見センターレポート vol.10（平成28年2月）及び vol.13（平成29年1月）で、預貯金に関して後見センターに提出を要する資料についてお知らせしましたが、後見制度支援信託に関する資料としては、毎年の定期報告に際し、報告期間中の一時点における残高が分かるもの（信託銀行の通帳のコピー、信託銀行から送付を受けた残高に関する通知書など）を提出して下さるようお願いします。